

表 3-11 : 表章した平成 17 年度バランスシート

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1. 有形固定資産		1. 固定負債	
(1) 総務費 (庁舎など)	1,612,709,683	(1) 地方債	
(2) 民生費 (保育所など)	2,006,977,845	(2) 負債負担行為	
(3) 衛生費 (福祉保健センターなど)	953,857,843	① 物件の購入等	
(4) 労働費	15,980,102	② 債務保証又は損失補償	
(5) 農林水産業費 (農道・用水路・林道など)	370,934,703	債務負担行為計	0
(6) 商工費 (駐車場など)	144,537,241	(3) 退職給与引当金	
(7) 土木費 (町道・橋梁など)	856,135,506	(4) その他	
(8) 消防費 (防火水槽・消防自動車など)	108,024,449	固定負債合計	0
(9) 教育費 (小・中学校、文化施設など)	1,767,277,625		
(10) その他		2. 流動負債	
有形固定資産合計	7,836,434,997	(1) 翌年度償還予定額	1,667,125,000
(うち土地)	3,492,043,000	(2) 翌年度繰上充用金	
2. 投資等		(3) その他	
(1) 投資及び出資金 (山梨県信用保証協会など)	330,270,000	流動負債合計	1,667,125,000
(2) 貸付金	40,240,000	負債合計	1,667,125,000
(3) 基金			
① 特定目的基金 (地域福祉基金など)	2,550,426,000	【正味資産の部】	
② 土地開発基金	350,569,000	1. 国庫支出金	463,242,607
③ 定額運用基金		2. 都道府県支出金	5,447,126,969
基金計	2,900,995,000	3. 一般財源	
(4) 退職手当組合積立金		正味資産合計	1,010,369,576
投資等合計	3,271,505,000	負債・正味資産合計	2,677,494,576
3. 流動資産			
(1) 現金・預金			
① 財政調整基金	1,058,900,000		
② 減債基金	723,360,000		
③ 歳計現金			
現金・預金計	1,782,260,000		
(2) 未収金			
① 地方税			
② その他			
未収金計			
流動資産合計	1,782,260,000		
資産合計	12,890,199,997		

(1) バランスシートの項目と歳入/歳出データのマッピング定義

【資産の部】	
バランスシート項目	算出方法
1 有形固定資産	
(1) 総務費	一般会計歳出：款 2 の支出済額 1,612,709,683 + 17 年度以外の金額
(2) 民生費	一般会計歳出：款 3 の支出済額 2,006,977,845 + 17 年度以外の金額
(3) 衛生費	一般会計歳出：款 4 の支出済額 953,857,843 + 17 年度以外の金額
(4) 労働費	一般会計歳出：款 5 の支出済額 15,980,102 + 17 年度以外の金額
(5) 農林水産業費	一般会計歳出：款 6 の支出済額 370,934,703 + 17 年度以外の金額

(6) 商工費	一般会計歳出:款7の支出済額 144,538,549 + 17年度以外の金額
(7) 土木費	一般会計歳出:款8の支出済額 856,134,966 + 17年度以外の金額
(8) 消防費	一般会計歳出:款9の支出済額 108,024,449 + 17年度以外の金額
(9) 教育費	一般会計歳出:款10の支出済額 1,767,277,325 + 17年度以外の金額
(10) その他	一般会計歳出:款14の予算現額 3,822,000 + 17年度以外の金額
有形固定資産合計 (うち土地)	資産管理台帳より抽出: 3,492,043,000
2 投資等	
(1) 投資及び出資金	16年度末残高 327,900,000 に一般会計歳出:節区分24の内容を加える - 不明の回収元金0
(2) 貸付金	16年度末残高 43,902,000 に一般会計歳出:節区分21の内容を加える - 不明の回収元金8,062,000
(3) 基金	16年度末残高 2,749,667,000 + (一般会計歳出:款13項1目4から目17までを加える) - 不明取り崩し額247,215,000
① 特定目的基金	16年度末残高 350,465,000 + (一般会計歳出:款13項1目3) - 取り崩し額0 運用せず
② 土地開発基金	
③ 定額運用基金	
基金計	
(4) 退職手当組合積立金	
投資等合計	
3 流動資産	
(1) 現金・預金	16年度末残高 958,742,000 に一般会計歳出:款13項1目1を加える
① 財政調整基金	16年度末残高 624,087,000 に一般会計歳出:款13項1目2を加える
② 減債基金	一般会計歳入 - 一般会計歳出
③ 歳計現金	
現金・預金計	

(2) 未収金	一般会計歳入：款 1 調停額 - 収入済額
① 地方税	- 不能欠損額
② その他	一般会計歳入：款 12 (調停額 - 収入済額 - 不能欠損額) + 歳入款 13 (調停額 - 収入済額 - 不能欠損額)
未収金計	
流動資産合計	
資産合計	

【負債の部】	
バランスシート項目	算出方法
1 固定負債	
(1) 地方債	16 年度末残高 12,144,941,000 + (一般会計歳入：款 21 収入済額) - (一般会計歳出：款 12 項 1 目 1 支出済額) - (一般会計歳出：款 7 項 1 目 1 節区分 23)
(2) 債権負担行為	
① 物件の購入等	
② 債務保証又は損失補填	
債権負担行為計	
(3) 退職給与引当金	
(4) その他	
固定負債計	
2 流動負債	
(1) 翌年度償還予定額	債権管理システムより抽出：1,657,125,000
(2) 翌年度繰上充用金	
(3) その他	
流動負債合計	
負債合計	

【正味資産の部】	
バランスシート項目	算出方法
1 国庫支出金	一般会計歳入：款 14 の収入済額 463,242,607 + 17 年度以外の金額
2 都道府県支出金	一般会計歳入：款 15 の収入済額

	547,126,969 +17 年度以外の金額
3 一般財源	一般会計歳入：款 1 の収入済額 1,448,040,390－還付決議額+17 年度以外の 金額
正味資産合計	
負債・正味資産合計	

3.3.4 決算統計の表章

実証実験用のマイクロデータから、データ内の科目名称と決算統計の表側（区分）の各項目との対応付けが可能であることを実証する目的で「決算統計年報 1-3-3 表平成 17 年度団体別歳入決算」を表章した。

また、集計値の確認は公開されている地方公共団体の一般会計歳入歳出決算書を参考にした。地方公共団体の一般会計歳入歳出決算書の抜粋が「表 3-12：地方公共団体の一般会計歳入歳出決算書抜粋」、実証実験データの結果が「表 3-13：1-3-3 団体別歳入決算 表側(区分)の表章」である。

実証実験データの科目名称と表側（区分）のマッピングが明確であった各項目に対する集計値について合致を確認することができた。

前項のバランスシートの表章と同様、データの精査等に関して、地方自治体の会計に明るい人材がいて十分な解析時間が与えられれば、より精度の高い結果を得ることができると考えられる。

表 3-12：地方公共団体の一般会計歳入歳出決算書抜粋

歳 入		額	収 入 済 額	不
款	項			
1 町 税		147	1,448,040,390	
	1 町民税	99	576,942,766	
	2 固定資産税	140	737,569,406	
	3 軽自動車税	00	29,084,000	
	4 町たばこ税	68	84,077,968	
	5 特別土地保有税	300	70,000	
	6 入居税	00	20,295,250	
2 地方譲与税		700	169,237,000	
	1 所得譲与税	300	63,372,000	
	2 自動車重量譲与税	00	78,468,000	
	3 地方道路譲与税	00	27,397,000	
3 利子割交付金		300	9,842,000	
1 利子割交付金	000	9,842,000		
4 配当割交付金		00	3,283,000	
1 配当割交付金	000	3,283,000		
5 株式会社等譲渡所得割交付金		000	5,614,000	
1 株式会社等譲渡所得割交付金	000	5,614,000		
6 地方消費税交付金		700	179,009,000	
1 地方消費税交付金	300	179,009,000		
7 ゴルフ場利用税交付金		00	14,420,478	
	1 ゴルフ場利用税交付金	478	14,420,478	
8 自動車取得税交付金		300	57,966,000	
	1 自動車取得税交付金	000	57,966,000	

歳 入		額	収 入 済 額	不
款	項			
9 地方特別交付金		00	50,555,000	
	1 地方特別交付金	00	50,555,000	
10 地方交付税		00	4,991,141,000	
	1 地方交付税	00	4,991,141,000	
11 交通安全対策特別交付金		00	2,864,000	
	1 交通安全対策特別交付金	00	2,864,000	
12 分担金及び負担金		00	219,226,483	
	1 負担金	00	219,226,483	
13 使用料及び手数料		044	110,718,114	
	1 使用料	00	95,594,843	
	2 手数料	44	15,123,271	
14 国庫支出金		007	463,242,607	
	1 国庫負担金	00	237,584,384	
	2 国庫補助金	00	217,109,101	
	3 国庫委託金	07	8,549,122	
15 県支出金		00	547,126,969	
	1 県負担金	00	161,756,763	
	2 県補助金	00	345,345,758	
	3 県委託金	00	40,024,448	
16 財産収入		00	19,954,812	
	1 財産運用収入	00	10,272,138	
	2 財産売却収入	00	9,682,674	
17 寄附金		00	12,089,500	

歳 入		額	収 入 済 額	不
款	項			
18 繰入金	1 寄附金	00	12,089,500	
	1 特別会計繰入金	022	255,563,022	
	2 基金繰入金	000	247,215,000	
19 繰越金		019	838,363,219	
1 繰越金	019	838,363,219		
20 雑収入		804	146,851,804	
	1 延滞金、加算金及び過料	00	0	
	2 町預金利子	851	148,451	
	3 貸付金元利収入	000	7,862,000	
	4 雑 入	00	138,841,353	
21 町 債		000	1,182,100,000	
	1 町 債	000	1,182,100,000	
歳 入 合 計		00	10,727,208,398	

表 3-13 : 1-3-3 団体別歳入決算 表側(区分)の表章

科目	*	科目	*	科目	*
一 地方税	1,448,040,390	1 同級他団体か	-	8 災害復旧事業	-
二 地方譲与税	169,237,000	2 市町村からの	-	9 失業対策事業	-
1 所得譲与税	63,372,000	3 市町村分賦金	-	10 委託金	-
2 地方道路譲与	27,397,000	4 その他	219,226,483	(1) 普通建	-
3 特別とん譲与	-	十五 使用料	95,594,843	(2) 災害復	-
4 石油ガス譲与	-	1 授業料	-	(3) その他	-
5 自動車重量譲	78,468,000	(1) 高等学	-	11 財政剰余金	-
6 航空機燃料譲	-	(2) 幼稚園	-	12 産炭地開発	-
三 利子割交付税	9,842,000	(3) その他	-	13 特定防衛債	-
四 配当割交付金	3,283,000	2 保育園使用料	-	14 電源立地債	-
五 株式等譲渡書所得	5,614,000	3 公営住宅使用	-	15 石油貯蔵債	-
六 地方消費税交付金	179,009,000	4 発電水利使用	-	16 その他	-
七 ゴルフ場利用税交	14,420,478	5 その他	95,594,843	十八 国営提供施設等	-
八 特別地方消費税交	-	十六 手数料	-	十九 都道府県支出金	-
九 自動車取得税交付	57,966,000	1 法廷受託事務	-	1 国庫財源を伴	-
十 軽油引取税交付金	-	2 自治事務に係	-	(1) 児童	-
十一 地方持別交付金	50,555,000	十七 国庫支出金	-	(2) 老人	-
1 減税補てん持	-	1 義務教育費負	-	(3) 普通	-
2 税源移譲予定	-	2 生活保護費負	-	(4) 災害	-
十二 地方交付税	4,991,141,000	3 児童保護費負	-	(5) 委託	-
1 普通交付税交	-	4 結核医療費負	-	(ア)	-
2 特別交付税交	-	5 精神保健費担	-	(イ)	-
十三 交通安全対策特	2,864,000	6 老人保護費負	-	(ウ)	-
十四 分担金及び負担	219,226,483	7 普通建設事業	-	(E) 電源	-
科目	*	科目	*		
(7) 石油	-	(2) その	7,862,000		
(8) その	-	5 受託事業収入	-		
2 都道府県費の	-	(1) 同級	-		
(1) 普通	-	(2) 市町	-		
(2) 災害	-	(3) 民間	-		
(3) その	-	6 収益事業収入	-		
二十 財産収入	-	7 利子割計算金	-		
1 財産運用収入	-	8 雑入	138,841,353		
2 財産売却収入	-	(1) 一部	-		
(1) 土地	-	(2) 新工	-		
(2) 立木	-	(3) 市町	-		
二十一 寄付金	-	(4) その	138,841,353		
1 市町村からの	-	二十五 地方債	1,182,100,000		
2 その他からの	-	1 都道府県貸付	-		
二十二 繰入金	-	2 その他	1,182,100,000		
二十三 繰越金	-	二十六 特別区財政調	-		
1 純繰越金	-				
2 繰越事業費等	-				
二十四 諸収入	146,851,804				
1 延滞金、加算	-				
2 預金利子	148,451				
3 公営企業貸付	-				
4 貸付金元利収	7,862,000				
(1) 市町	-				

(1) 決算統計年報 1-3-3 表平成 16 年度団体別歳入決算の表側(区分)の項目と歳入データのマッピング定義

決算統計表 表側(区分)	地方公共団体から借用した 歳入データの科目名称
一 地方税	現年課税分 滞納繰越分
二 地方譲与税	
1 所得譲与税	所得譲与税
2 地方道路譲与税	地方道路譲与税
3 特別とん譲与税	
4 石油ガス譲与税	
5 自動車重量譲与税	自動車重量譲与税
6 航空機燃料譲与税	
三 利子割交付金	利子割交付金
四 配当割交付金	配当割交付金
五 株式等譲渡書所得割交付金	株式等譲渡所得割交付金
六 地方消費税交付金	地方消費税交付金
七 ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場利用税交付金
八 特別地方消費税交付金	
九 自動車取得税交付金	自動車取得税交付金
十 軽油引取税交付金	
十一 地方特例交付金	地方特例交付金
1 減税補てん特例交付金	
2 税源移譲予定特例交付金	
十二 地方交付税	地方交付税
1 普通交付税交付金	
2 特別交付税交付金	
十三 交通安全対策特別交付金	交通安全対策特別交付金
十四 分担金及び負担金	
1 同級他団体からのもの	
2 市町村からのもの	
3 市町村分賦金	
4 その他	保育料保護者現年度負担金 保育料保護者過年度負担金 広域XX町外児童委託負担金

	老人福祉施設入所者・扶養義務者負担金 生きがい活動支援事業利用者負担金 配食サービス事業利用者負担金 精神障害者小規模作業所負担金 滅菌剤購入組合負担金 XX学校給食費負担金 XY学校給食費負担金 XZ学校給食費負担金
十五 使用料	
1 授業料 (1) 高等学校 (2) 幼稚園 (3) その他1 2 保育園使用料 3 公営住宅使用料 4 発電水利使用料 5 その他	現年度分 過年度分 町営バス使用料 総合会館使用料 開発センター使用料 庁舎等使用料 簡易給水施設使用料 働く婦人の家使用料 茶加工場使用料 活性化施設使用料 XY駅前XY通り営駐車場 町営XY山駐車場 現年度分 過年度分 道路敷占用料 住宅敷占用料 微笑館入館料 公民館使用料 歴史民族資料館使用料 体育館施設使用料 XYZ博物館入館料

	総合文化会館使用料 和紙の使用料 XZ現代工芸美術館使用料 勤労青年センター施設使用料
十六 手数料	
1 法廷受託事務に係るもの 2 自治事務に係るもの	
十七 国庫支出金	
1 義務教育費負担金 2 生活保護費負担金 3 児童保護費負担金 4 結核医療費負担金 5 精神保健負担金 6 老人保護費負担金 7 普通建設事業費負担金 8 災害復旧事業費負担金 9 失業対策事業費負担金 10 委託金 (1) 普通建設事業 (2) 災害復旧事業 (3) その他2 11 財政補給金 12 産炭地域振興臨時交付金 13 特定防衛施設周辺整備調整交付金 14 電源立地地域対策交付金 15 石油貯蔵施設立地対策等交付金 16 その他	
十八 国有提供施設等所在市町村助成交付金	
十九 都道府県支出金	
1 国庫財源を伴うもの (1) 児童保護費負担金 (2) 老人保護費負担金 (3) 普通建設事業支出金 (4) 災害復旧事業費支出金 (5) 委託金	

<ul style="list-style-type: none"> (ア) 普通建設事業 (イ) 災害普及事業 (ウ) その他 (6) 電源立地地域対策交付金 (7) 石油貯蔵施設立地対策等交付金 (8) その他 2 都道府県費のみのもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 普通建設事業費支出金 (2) 災害復旧事業費支出金 (3) その他 	
二十 財産収入	
<ul style="list-style-type: none"> 1 財産運用収入 2 財産売払収入 <ul style="list-style-type: none"> (1) 土地・建物 (2) 立木竹 (3) その他 	
二十一 寄付金	
<ul style="list-style-type: none"> 1 市町村からのもの 2 その他からのもの 	
二十二 繰入金	
二十三 繰越金	
<ul style="list-style-type: none"> 1 純繰越金 2 繰越事業費等充当財源繰越額 	
二十四 諸収入	
<ul style="list-style-type: none"> 1 延滞金、加算金及び過料 2 預金利子 3 公営企業貸付金元利収入 4 貸付金元利収入 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村からのもの (2) その他からのもの (2) その他からのもの 5 受託事業収入 <ul style="list-style-type: none"> (1) 同級他団体からのもの (2) 市町村からのもの (3) 民間からのもの 	<p>預金利子</p> <p>中小企業者振興資金預託金回収金</p> <p>修学資金貸付金収入</p>

<p>6 収益事業収入</p> <p>7 利子割精算金収入</p> <p>8 雑入</p> <p> (1) 一部事務組合配布金</p> <p> (2) 新エネルギー・産業技術総合開発機構からのもの</p> <p> (3) 市町村からのもの</p> <p> (4) その他</p>	<p>老人保健事業健康診査個人負担金</p> <p>X Y Z 実年検診個人負担金</p> <p>ゆば売払収入</p> <p>総合文化会館チケット販売収入</p> <p>総合文化会館友の会会費</p> <p>総合文化会館他館チケット販売収入</p> <p>X Y Z 地域地場産業振興センター</p> <p>市町村振興宝くじ市町村交付金</p> <p>X Y Z 売店売上収入</p> <p>X Y Z 館売店売上収入</p> <p>X X の里売上収入</p> <p>X Z 現代工芸美術館売上収入</p> <p>雑 入</p> <p>コミュニティ助成金</p> <p>長寿社会づくりソフト事業費交付金</p>
<p>二十五 地方債</p>	
<p>1 都道府県貸付金</p> <p>2 その他</p>	<p>農業債</p> <p>林業債</p> <p>道路橋梁債</p> <p>消防債</p> <p>教育債</p> <p>減税補てん債</p> <p>臨時財政対策債</p> <p>過年発生公共土木施設災害復旧事業債</p> <p>現年発生公共土木施設災害復旧事業債</p> <p>民生債</p>
<p>二十六 特別区財政調整交付金</p>	

3.4 実証実験のまとめ

今回の実証実験では、実在する地方公共団体の財務会計データを借用して実験用のマイクロデータ構造を定義し、生成したマイクロデータからSNA推計、財務諸表、決算統計の3票をそれぞれ表章できることが実証された。なお、実証実験が短期間であったため、交換代数カーネルとコードマッピングから計算された結果をビジュアルに表章する部分にのみ市販のソフトウェアを利用した。

実証実験ではマイクロデータの構造をCSV形式で取り扱ったが、今後具体化に向けた実用段階においては、多様な構造（多数の属性や繰り返し項目を持つ等）となるマイクロデータのデータ管理方式やデータの整合性及び一貫性を保証するための方式の検討が必要となる。

第4章 マイクロデータを活用した将来的表章システムの考察

今後の統計調査業務に望まれることは、各所に存在する行政データをはじめとする各種データに必要な属性情報を付与したうえで、多くの調査主体が共同で利用できる粒度のマイクロデータ（公共財）として整備し社会的に共有化することにより、様々な統計調査をマイクロデータの組み合わせにより任意に表章することが可能となる仕組みを構築することである。

このような仕組みが構築できれば、調査主体はマイクロデータの中から必要なデータを抽出し、任意の調査票に集計・表章させることが可能となり、また、地方公共団体及び民間事業者という調査客体の負担軽減を実現する有効な手段ともなり得るものである。

本調査研究では、このような仕組みの基盤をなすものが将来的表章システムであると考え、表章項目の追加・変更、項目間の関係変更、データ粒度の変更などマイクロデータを活用する様々な場面の変更要求に対して入力部分、データ管理部分、表章出力部分の設定変更をするだけで任意の表章が実現できるシステムを想定している。

将来的表章システムは従来型システムとは異なり必要に応じてプログラム開発をするのではなく、データ構造の中に必要なデータを逐次増加できるような柔軟な構造を特長とするものであり、社会情報インフラとして活用されると、行政サービスのあり方や民間企業、市民のニーズに革新的な大変化が起きると考えられる。

4.1 将来的表章システムの姿

マイクロデータを活用する環境が整備することができた場合の将来的表章システム像を、財務会計システムを例にして図 4-1 に示す。

図 4-1：財務会計を例にした将来的表章システムの姿

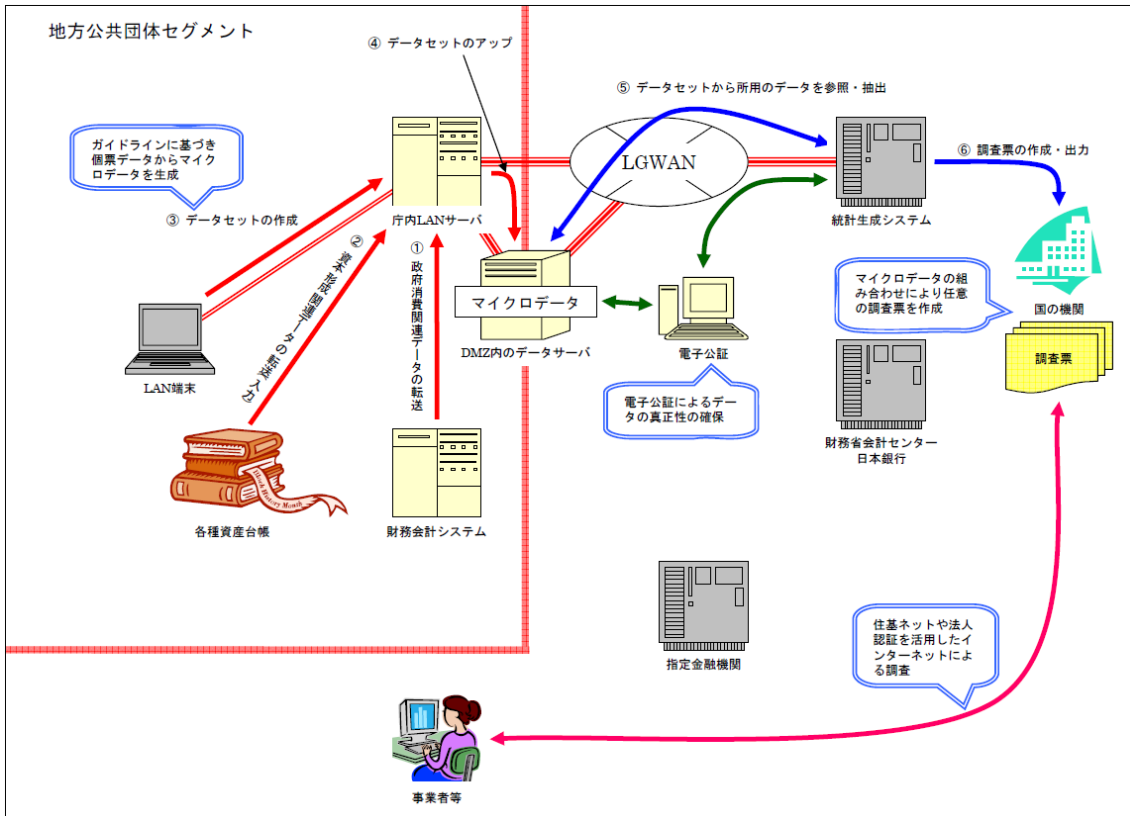


図 4-1 の大まかな流れは、以下のようにと思われる。

- ① 政府消費関連データの転送
- ② 資本形成関連データの転送(入力)
- ③ データセットの作成
- ④ データセットのアップ
- ⑤ データセットから所用のデータを参照・抽出
- ⑥ 調査票の作成・出力

この段階では、地方公共団体は国の機関との間で取り交わした協定に基づき、所用のマイクロデータを一定期日までに精査し、データセットとして地方公共団体の庁内 LAN と総合行政ネットワーク (LGWAN) との境界にあるデータサーバに登録すればよく、国の機関は霞が関 WAN 経由で地方公共団体のデータサーバにアクセスし、調査票作成に必要なデータを検索・参照することで任意の調査票を表章することになる。

一方で、地方公共団体は同様のデータサーバをインターネット側に設置することに

より、マイクロデータによる情報提供を地域住民に対して実施することも可能となる。

4.2 将来的表章システムの課題

今回の調査研究をとおして、「マイクロデータに係る収集・加工・表章のプロセス」を発展させた将来的表章システムに関する一定の方向性を得ることができたが、同時に、将来的表章システムを地方公共団体へ導入及び運用するために解決すべき様々な課題も想定される。今後は、その解決に向けての十分な検討が必要となる。

4.2.1 マイクロデータに関わる課題

(1) マイクロデータ整備のための負担軽減

マイクロデータの構造が定義された後、マイクロデータの整備は国の推進機関（仮称）から地方公共団体へと移る。しかし、現状の各種業務からマイクロデータを整備するにあたっては様々な障害が存在し、完全に整備するまでには時間がかかることが予想される。また、新たな視点でマイクロデータを活用する業務が発生し、地方公共団体の職員の負担が増加することも考えられる。

このため、マイクロデータ整備の負担軽減策として、できる限りシステム化（自動化）を図ったコンバータの開発が重要となる。

マイクロデータの構造を定義する際にも、データ構造の設計等を誰が実施するかという課題があり、例えば、データ記述言語として XML を採用するのであれば、誰がタグやスキーマを設計しメンテナンスするのかを確定しなければならない。

(2) マイクロデータ公開時の個人情報保護

マイクロデータを多様な視点で活用に供するためには、データの粒度をより細かく設定する必要があるが、その結果、マイクロデータには個人を特定できる情報が含まれる恐れがあり、個人情報保護の観点でのセキュリティ対策が重要となる。

(3) マイクロデータ各項目の意味合いの標準化

同じ名称の項目であってもその意味合いは地方公共団体ごとに異なっているものも少なくなく、マイクロデータの品質や表章される数値の精度に影響を及ぼす恐れがある。このため、実態調査を行ってデータ項目の標準化を推進する必要がある。

4.2.2 表章システムの構築に関わる技術的課題

(1) トレーサビリティとセキュリティ対策

マイクロデータの真正性を確保するためには、マイクロデータの作成者(地方公共団体)とマイクロデータを参照し加工する者(国の機関等)において、それぞれ「何時」「誰」が作成・加工したものかに関する必要十分な証跡の記録を実施しなければならない。特に、統計調査における修正や職権訂正が権限ある者によりなされたか否かを確認するためにも認証と承認は重要なものとなる。また、当該データに関する改ざんの有無を第三者による公証により確認することができる機構を構築する必要もある。

マイクロデータには個人情報が見れないことが前提であるが、マイクロデータの粒度が細くなり、より個票データに近づくことになれば、他の情報との突合により個人の特特定が容易になることから、個人情報保護も確実なものにしなければならなくなる。個人情報保護の観点ではマイクロデータの粒度を細かくする場合だけでなく、粒度が粗い場合でもそのマイクロデータの元になる個票データがごく少数の場合にはやはり他の情報との突合により個人の特特定がされてしまう恐れがあるため、運用、技術の両面から課題解決が必要である。

(2) 処理方式の標準化

今回の実証実験の実装方式(公開予定)を採用せずとも、独自の方式で同等の機能を実現することは十分可能である。ただ、独自方式の乱立をさけるためには、マイクロデータの定義やインタフェースを公開するだけでなく、マイクロデータの取扱方式までを含めた標準化が望まれる。また、コア部分のモジュールをオープンソースとして公開するばかりでなく、付加価値のある機能をリファレンス実装として提供することにより、処理方式の普及に努めることも重要である。

(3) 同値交換用の代数交換規則の採用

今回、マイクロデータから SNA 推計表章、財務諸表表章、決算統計表章において、各表章向けに振り替える項目の関係をマッピングし代数交換規則として宣言定義するだけで表章を実現できることが実証された。このことは、表章内容を変更する場合に表章用アプリケーションをメンテナンスする必要がないことを意味しており、業務知識をもった担当者であれば表章内容変更対応の自由度が増すことになる。この点で、代数交換規則の普及を図る検討が必要である。

(4) マイクロデータのマッピング定義設定支援ツールの整備

今回の実証実験ではマイクロデータの項目関係の定義にフラットファイルを用いたが、大量の変換や複雑な変換を行う場合は、誤り防止やチェックのために

ビジュアルな項目関係定義設定支援ツール等を準備する必要がある。

公会計制度の見直しや統計制度改革等も動きもあり、項目関係の定義は年度ごとや場合によっては四半期ごとに変化する可能性が十分考えられる。また、過去作成し利用していたマイクロデータの項目関係の定義を見たい場合もあるかと思われる。このような事態を想定して、マッピングデータの構成管理や任意のマッピングデータを参照・利用する仕組みも今後系統的に検討していく必要がある。

(5) オンラインシステムへの対応

今回の実証実験では、プロトタイプとしてファイルをインタフェースとしたバッチ処理的な実装を行ったが、ネットワークを利用した分散型のオンラインシステムで同様のことを実現する場合は、今後以下の点を留意していく必要がある。

① 高度な検索システム

データ量については、全国の地方公共団体の SNA 情報を抽出するだけでも膨大なデータが想定され、まして、全国の地方公共団体の財務会計データを全て表章対象にするには、メタデータ等を効率よく登録、実体のデータを高速に検索・抽出するネットワーク対応型の高度な検索システムを検討する必要がある。

② セキュリティ対応

マイクロデータを取り扱う時の情報セキュリティ対策として、原本保証性、認証、アクセス制御、署名、暗号化、監査証跡などについて、基本的な仕組みを運用面も含めて検証していく必要がある。また、データ作成のタイミングやデータ転送方法、エラーリカバリー処理等運用に関わる基準制定も検討する必要がある。

③ その他

ネットワークトラフィックへの考慮、高速なレスポンスを確保するためには、キャッシュサーバ等技術も検証していく必要がある。

4.2.3 表章システムの導入・運用に関わる課題

(1) マイクロデータの統一的な運用（データの範囲と粒度等の均一化）

完全なマイクロデータを生成するためには、全地方公共団体のデータが電子化されていることが必須となるが、現在多くの地方公共団体では個々の業務に合わせたパッケージを含む独自のシステムが多数導入されており、例えば、財務会計システムの場合、扱うデータの範囲が地方公共団体間で異なっている可能性が高く、歳入歳出予算の項目に差異がある可能性もある。

また、同一のシステム開発ベンダーが構築したシステムであっても、データ形式等が地方公共団体により異なる可能性もある。

参考として、以下に現在国内で販売されている7パッケージ製品を対象に、Webなどで公開されている情報をベースに実施した地方公共団体向け財務会計パッケージの調査結果に対する考察について述べる。

- ① システムのデータをファイルへ出力する機能として、CSV出力が4、テキストファイル出力が3パッケージであった。この中の1パッケージは、システムが提供する帳票をすべてMS-Excelで実装していた。このことから、マイクロデータ生成時に必要となるデータについて、地方公共団体向け財務会計パッケージの多くは問題なくファイル出力が可能であると推察される。
- ② 総務省形式のバランスシート出力機能をもっているパッケージや決算統計報告書形式への出力機能をもっているもの、また、複式簿記形式対応機能をもっているものなど、パッケージごとにそれぞれ特色ある機能を提供している。このことは、裏返せば、パッケージの独自色が強いということであり、科目の拡張に関する制限や扱うデータの範囲、データ形式等が異なっていることを物語っている。マイクロデータの生成時には粒度の均一化やデータ品質面での調整が必要になってくる。
- ③ 調査したすべてのパッケージが、Webを利用したシステム形態をとっていたが、これをもって、現時点で稼動している地方公共団体のシステムのすべてがWebを利用したシステムとなっているとは考えづらく、未だオフコンを使用したシステムを使用している地方公共団体も数多く存在すると考えられる。

このようなことから、必要なマイクロデータを標準化するために、今後地方公共団体で実際に稼動しているシステムや業務パッケージ等の調査を数多く実施しその実態を把握するとともに、システムに入力する際のデータの範囲と粒度を地方公共団体と国の推進機関との協議により取り決め、あらかじめ揃えておく必要がある。その際、地方公共団体と国の推進機関との合意形成が必要となるが、地方公共団体と国の推進機関との協議の場の設置を含め、協議結果をどのように全地方公共団体と国の機関に周知徹底するか、十分な体制を事前に整備しなければならない。

(2) マイクロデータに関連するシステムの導入・保守・改修等の費用負担

マイクロデータに基づき新規に開発されたシステムの構築後のメンテナンスも含めた費用負担者としては、国の機関が業務上の必要から地方公共団体に対し

て実施する統計調査である以上、国の機関とすることで整理できると考えられるが、別途、地方公共団体内部のシステム改修にかかる費用を誰が負担するかを検討しなければならない。この点に関しては、地方公共団体のシステムも未来永劫不変であることはなく、一定の時期に更新されることを前提とすれば、国(あるいは今後設置される統計委員会等)が「仕様」を提示し、当該システム等を更新する際に、順次マイクロデータに対応することができるように改修するよう地方公共団体に対して要請することも必要である。

(3) 職員の業務負担増

マイクロデータの生成に関して、予算執行に伴う伝票データへの属性の付与(伝票の仕訳作業)は地方公共団体職員の負担増に繋がることになり、この結果、住民サービスの低下、職員が十分に伝票データへの属性の付与を理解していないことによる予算執行の混乱、本来の予算執行の統計調査作成業務化等々といった様々な問題が発生することが想定される。

地方公共団体の新たな負担はあるものの、一度マイクロデータを生成すれば将来的表章システムがもたらす調査報告に対応する職員の事務時間の大幅削減は新たな負担を補って余りあるものである。このために、大部分の統計調査をマイクロデータの利用を前提とするものに切り替えるべく、現在稼働中の業務システムもしくはコンピュータシステムの更新機会をとらえ、その検討を推し進める必要がある。

(4) 行政サービスの一層の向上・効率化

ヒアリングの結果、住民が地域の財政状況に対し強い関心を持つようになってきている一方で、地方公共団体の職員の中には住民サービスに傾注したい危機感ともとれるような意識改革が進んでいることが分かった。

国の機関や県などから依頼される個別の調査統計等の増大はあっても、減少することはなく、また、年一回の決算統計における項目仕訳業務に多大な人的エネルギーを消費しており、できればこれらに対する業務量を一挙に軽減することを期待していることも分かった。

このような状況を踏まえて、マイクロデータの導入においては、マイクロデータを活用した仕組みで直接的に住民サービスの向上につながる施策を打ち出してゆくことが必要である。

調査先	身延町	調査者	MDCプロジェクト	調査日	2007. 2. 23

回答日: 2007. 2. 28

ご質問		ご回答		備考	
イントロ	<p>地方公共団体においては、国の機関からの各種調査等に対して回答する調査客体としての立場と、国の機関の統計調査を民間事業者等に実施する調査主体としての立場を併せ持ちますが、その業務量は無視できない負担になっているかと思われます。</p> <p>一方、国の機関が実施する調査には類似した内容の調査や調査票間に多くの重複項目があり、行政が有するデータを活用すればそもそも調査を実施する必要もない調査も存在していると思われます。</p> <p>内閣府経済社会総合研究所の「電子化に対応した経済社会統計のあり方研究会」では、「調査票」的な発想から離れて、行政のデータをネットワーク経由で活用する「データ利用による調査結果の表章」へと発想を転換し、併せて地方公共団体の作業負担を軽減する方策を検討してきました。実際、地方公共団体においては、各課が保有する情報を「組み合わせる」調査票に記載していると思われますが、このような手作業で行っている作業を「マイクロデータ」という共通データの組み合わせによりコンピュータで自動生成することが可能であるかどうか、という観点から、お話を伺いたと思います。</p> <p>今回は特に、SNA(国民経済計算)における推計の精度向上及び早期公表の観点から、財務会計システム、地方債管理システム、人事給与システム等の複数のシステムに記録されているデータを標準化することでマイクロデータと位置づけ、このマイクロデータによりSNA、地方財政状況調査(決算統計)、財務諸表を自動生成させるためには、それぞれの表章が可能になるようにデータの粒度を定め、様々な属性を付与することが必須となります。このようなマイクロデータの整備ができれば、コンピュータによる調査票の自動生成により、調査票を作成する作業自体は大幅な削減ができますが、一方で予算項目の細分化や属性付与等による予算執行時の業務が著しく増加することが想定されます。</p> <p>このような矛盾をどのようにすれば解消させることができるかについて御意見を伺いたと思います。</p>				
1-1	<p>マイクロデータを利用してSNA、決算統計、財務諸表を生成しようとする場合、地方公共団体の財務会計が完全に複式化するまでは、暫定的に財務会計システム、地方債管理システム、人事給与システム、資産台帳等から各種データを抽出して、一旦特定のファイル等でデータを結合するプロセス(図を参照)を経て、マイクロデータを生成させることが想定されますが、このような構想を導入する際には現行の予算項目の細分化(特に歳出予算)や様々な属性データを個表に付与しなければなりません。</p> <p>この際に生じることが想定される課題はどのようなものが考えられますか。</p>	<p>システム整備後進団体の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務量増による人的な課題 ・ " " による経費的課題 ・財務関連事務(複式)周知(職員育成)の課題 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政指標など町状況が多くのデータが生成されることで見えにくい状況になるのではないか。 ・法的整備(根拠法令等) ・国、県などからの議会やマスコミ対応用などの調査依頼の増加が懸念される。(事務量増や煩雑化する可能性) 			

ご質問		ご回答	備考
1-2	マイクロデータを利用すれば、決算統計や財務諸表を自動生成することが可能となりますが、決算統計の作成を自動化するために必要なマイクロデータの生成と現状の決算統計作成の作業とを比較した場合、どちらの負担が大きいですと考えられますか。	全て同等な条件化による事務であれば ・決算統計(地方財政状況調査)が負担が大きいと考える。 理由 ・現在の決算統計は多くの諸表があり併せて県レベルで内容を聴くために別表で調書を作らされており、システムデータだけでは把握できないため財務会計事務を全て積み上げ直す作業が必要となっているため。(県では市町村への財務指導が地方自治法に存在しているため)	
1-3	当面は出納整理期間終了後早期にマイクロデータを生成することを想定していますが、地方公共団体の財務会計が完全に複式化すれば、SNAの観点からは四半期単位で財務データをマイクロデータ化することが望ましいのですが、その際にどのような負担が想定されるでしょうか。	上記に述べてきたように、システム整備が遅れているために財務会計を年4回その都度に分解し、積み上げる事務作業を行なうこととなることが予想されることから、人的、経費面等1-1で挙げた内容が想定される。完全に複式化する場合は従来の決算統計事務廃止や地方財政指導等の法的な再整備や国、県による財務調査等が軽減がされることが大前提として、情報公表する財務の一元化が求められる。	
2-1	マイクロデータは、決算統計や財務諸表における利用だけではなく、他の統計調査にも応用できるものなので、特に行政内部のデータをマイクロデータとして共有データ化することができれば、統計業務全般で大幅な作業を削減することが期待できます。 予算項目の細分化や個表に対する属性データの付与の結果生じる問題は、機構改革と併せ、予算執行や執行をチェックする職員を増員すれば、円滑な予算執行が可能であると思われませんが、御意見をお聞かせください。	これまで記してきたが、データ生成を行なうための全国的に統一されたソフトの導入による従来の財政事務を入れ替える姿勢が大事ではないか。 今までの財政事務を生かしたままで並行した共有データ化は小規模町村では付いていけないところもでてくるため、抵抗はあるが思い切った政策、施策で方向転換を図る方法が将来のためになると考える。 ・例えば夕張市は決算統計では状況が把握できず住民に負担増を強いた。これは現存の決算統計では財政状況の本質が見えにくく最終最後にならないと見えてこない事務となっている。思い切った変更が必要なときと各団体の職員は認識していると思う。	
2-2	職員も人事異動を避けることができず、未経験の職員に複雑な作業を強いることで円滑な予算執行が妨げられる可能性が生じます。常に一定のレベルを維持するために、例えば、定年退職された職員、結婚等で中途退職したものの再雇用を希望する元職員のような経験者を属託や非常勤で雇用することで、予算執行の「専門職」として位置付ければ、予算執行を円滑に行うことが可能となると思われませんが、御意見をお聞かせください。	質問のとおりで専門職員の雇用が必要である。その際に経費的課題をクリアすれば導入はスムーズとなる。 同様にSeの雇用さえままならない団体もあり直ぐにできるかは不透明だが、既存の事務を廃止し、新たな財政事務を構築することが自律した自治体の姿として住民にも理解は得られる。	

ご質問		ご回答	備考
2-3	<p>今回の事業の目的の一つには、マイクロデータの標準化があります。将来マイクロデータが標準化された場合には、地方公共団体における歳入歳出予算の項目を「標準化」する作用がありますが、このような「標準化」がもたらされれば、地方公共団体の予算執行に知見がある民間事業者を活用することが可能であると考えられます。</p> <p>このような外部の「専門家」を活用することにより、職員を予算執行の負担から解放し、政策立案等の地方公共団体の職員でしかなしえない部門を強化することも可能であると思われませんが、御意見をお聞かせください。</p>	<p>ご質問のとおり。但し費用面の負担や採算性が重要である。その他では公務員特有な意識が弊害となることが予想され、全体的に多くの公務員は税金等の運用権者と勘違いしている職員が多く、併せて意識改革も重点的に進める必要がある。</p>	
3-1	<p>マイクロデータを生成するために予算項目を細分化することは、現行の財務会計システムを改修することになるかと思いますが、このような改修はどのような条件が整えば可能でしょうか。マイクロデータが標準化されている、という前提でお願いします。</p>	<p>可能です。(大変ではあるが)見ていただいたと思うが、時に先進的と思われた広域事務(峡南計算センター)は現在ではお荷物化していて、構成町村の理解がないとシステム変更さえままならず、風化したシステムが数多く存在していることなどのことから、こうしたきっかけを利用しシステム整備と拡充していきたい。</p>	
3-2	<p>マイクロデータの管理に関しては、従来の統計調査と異なり、マイクロデータの作成者(地方公共団体)とデータ利用者(国の機関や住民)というように、データに対する責任境界が明確になると想定されます。したがって、誰が何時マイクロデータを作成し、また誰が何時修正したかという認証、公証等によるセキュリティ対策を実施することが必要になりますが、このようなセキュリティ対策を地方公共団体単独で実施することが可能でしょうか。</p> <p>現実的には、LGWAN-ASPでマイクロデータを共同管理することが想定されますが、御意見をお聞かせください。</p>	<p>可能と考えます。すでに他のシステムでは同様なセキュリティ対策を行っており、充分可能と思うが、パソコン等システム整備が遅れている団体ではノウハウや人的並びに経費的課題がクリアされれば十分可能と考えます。</p> <p>LGWAN自体当初の説明と相違していて、利用が全くされておらず、「国の縦割り行政の象徴的看板」である。本当に共同管理をしているのでしょうか、また可能でしょうか、そして本当に使用しているのでしょうか、総務省に聞いてみたい。</p>	
4-1	<p>今後、地方公共団体の財政運営に関して住民の関心が更に強まると考えられますが、その際に財務諸表の公開だけではなく、マクロデータを公開して住民(議員を含む)が任意の財政分析を可能にすることが考えられるでしょうか。</p> <p>また、その際の職員の負担にはどのようなものが想定されるでしょうか。</p>	<p>データの見方などの説明や周知が必要であるが可能と考えます。あと、このことに関し職員負担は多くない。先にも触れたが職員負担は国、県などの各種調査等が大きな負担となっている。住民からの負担は想定内、国、県からの負担は想定外。</p>	

ご質問		ご回答	備考
4-2	マイクロデータが整備された段階において、GIS等の他のシステムとの連携で住民に対する情報提供を拡充することは可能でしょうか。	可能と考えます。	
5	「電子化に対応した経済社会統計のあり方研究会」や統計業務に関する御意見・御要望がありましたらお聞かせください。	官庁の縦割り行政の中で進めるには厳しい研究課題と思う。 前述でも回答したが、政策施策転換を行なうぐらいの勢いも必要ではないか。議論として協議、検討、協議は必要とはおもうが、聞き入りすぎると結果を残すことが難しい案件もある。わが国は民主主義国家であるが民族上の観点からも日本国民の習性で封建的な方法も馴染む性質や、強引に進めて成功した事例もあり、今案件はその類ではないかと考えている。結果で勝負し将来のために進めることは危険でもあるが、日本国としてプラスな面を重視すべきである。	

調査先	浦安市	調査者	MDCプロジェクト	調査日	2007. 3. 26

回答日: 2007. 3. 29

ご質問		ご回答		備考	
イントロ	<p>地方公共団体においては、国の機関からの各種調査等に対して回答する調査客体としての立場と、国の機関の統計調査を民間事業者等に実施する調査主体としての立場を併せ持ちますが、その業務量は無視できない負担になっているかと思われます。</p> <p>一方、国の機関が実施する調査には類似した内容の調査や調査票間に多くの重複項目があり、行政が有するデータを活用すればそもそも調査を実施する必要もない調査も存在していると思われます。</p> <p>内閣府経済社会総合研究所の「電子化に対応した経済社会統計のあり方研究会」では、「調査票」的な発想から離れて、行政のデータをネットワーク経由で活用する「データ利用による調査結果の表章」へと発想を転換し、併せて地方公共団体の作業負担を軽減する方策を検討してきました。実際、地方公共団体においては、各課が保有する情報を「組み合わせ」調査票に記載していると思われますが、このような手作業で行っている作業を「マイクロデータ」という共通データの組み合わせによりコンピュータで自動生成することが可能であるかどうか、という観点から、お話を伺いたいと思います。</p> <p>今回は特に、SNA(国民経済計算)における推計の精度向上及び早期公表の観点から、財務会計システム、地方債管理システム、人事給与システム等の複数のシステムに記録されているデータを標準化することでマイクロデータと位置づけ、このマイクロデータによりSNA、地方財政状況調査(決算統計)、財務諸表を自動生成させるためには、それぞれの表章が可能になるようにデータの粒度を定め、様々な属性を付与することが必須となります。このようなマイクロデータの整備ができれば、コンピュータによる調査票の自動生成により、調査票を作成する作業自体は大幅な削減ができますが、一方で予算項目の細分化や属性付与等による予算執行時の業務が著しく増加することが想定されます。このような矛盾をどのようにすれば解消させることができるかについて御意見を伺いたいと思います。</p>				
1-1	<p>マイクロデータを利用してSNA、決算統計、財務諸表を生成しようとする場合、地方公共団体の財務会計が完全に複式化するまでは、暫定的に財務会計システム、地方債管理システム、人事給与システム、資産台帳等から各種データを抽出して、一旦特定のファイル等でデータを結合するプロセス(図を参照)を経て、マイクロデータを生成させることが想定されますが、このような構想を導入する際には現行の予算項目の細分化(特に歳出予算)や様々な属性データを個表に付与しなければなりません。この際に生じることが想定される課題はどのようなものが考えられますか。</p>	<p>財務、地方債、人事給与等のシステムにおけるデータ構造が、各市区町村で異なるために、統一したマイクロデータを生成するためには決算統計に似た作業が発生することが想定されます。</p> <p>また、そのために財務関連のシステム再構築、財務規則等の改正の必要があります。</p>			

ご質問		ご回答	備考
1-2	<p>マイクロデータを利用すれば、決算統計や財務諸表を自動生成することが可能となりますが、決算統計の作成を自動化するために必要なマイクロデータの生成と現状の決算統計作成の作業とを比較した場合、どちらの負担が大きいかと考えられますか。</p>	<p>現状の決算統計作業時の手間は、分析作業と表間突号にあると考えられます。マイクロデータ作成時でも分析作業は残ると思われませんが、表間突号作業がなくなれば作業はその分軽減されると思います。 そもそもの決算統計の表の見直しと、必要最低限のマイクロデータの作成処理により、より負担を軽減できると想定します。</p>	
1-3	<p>当面は出納整理期間終了後早期にマイクロデータを生成することを想定していますが、地方公共団体の財務会計が完全に複式化すれば、SNAの観点からは四半期単位で財務データをマイクロデータ化することが望ましいのですが、その際にどのような負担が想定されるでしょうか。</p>	<p>四半期毎のデータ抽出機能が必要になります。 科目の統一化によるが、四半期毎に決算統計に似た作業が発生するとともに、従前どおりの遡り処理は困難になると想定します。全国的に統一された新たな会計規則が必要となります(自治法の改正か)。</p>	
2-1	<p>マイクロデータは、決算統計や財務諸表における利用だけではなく、他の統計調査にも応用できるものなので、特に行政内部のデータをマイクロデータとして共有データ化することができれば、統計業務全般で大幅な作業を削減することが期待できます。 予算項目の細分化や個表に対する属性データの付与の結果生じる問題は、機構改革と併せ、予算執行や執行をチェックする職員を増員すれば、円滑な予算執行が可能であると思われませんが、御意見をお聞かせください。</p>		

ご質問	ご質問	ご回答	備考
2-2	<p>職員も人事異動を避けることができず、未経験の職員に複雑な作業を強いることで円滑な予算執行が妨げられる可能性が生じます。常に一定のレベルを維持するために、例えば、定年退職された職員、結婚等で中途退職したものの再雇用を希望する元職員のような経験者を属託や非常勤で雇用することで、予算執行の「専門職」として位置付ければ、予算執行を円滑に行うことが可能となると思われますが、御意見をお聞かせください。</p>	<p>民間でも経理については特別な部門で処理を行っている状態であり、公団体においても専門職となっていく必要があるのではないのでしょうか？ 人員については、広く民間からもとめるなどの柔軟性が必要であると考えます。</p>	
2-3	<p>今回の事業の目的の一つには、マイクロデータの標準化があります。将来マイクロデータが標準化された場合には、地方公共団体における歳入歳出予算の項目を「標準化」する作用がありますが、このような「標準化」がもたらされれば、地方公共団体の予算執行に知見がある民間事業者を活用することが可能であると考えられます。このような外部の「専門家」を活用することにより、職員を予算執行の負担から開放し、政策立案等の地方公共団体の職員でしかなしえない部門を強化することも可能であると思われませんが、御意見をお聞かせください。</p>	<p>経理処理事態をアウトソーシングする考えは、2-2の質問からも現実的に考えていかなければならない問題だと思います。</p>	
3-1	<p>マイクロデータを生成するために予算項目を細分化することは、現行の財務会計システムを改修することになるかと思いますが、このような改修はどのような条件が整えば可能でしょうか。マイクロデータが標準化されている、という前提でお願いします。</p>	<p>全市区町村の財務関連システムの改修あるいは根本からの再構築、過去データの移行処理が必要となります。そのための予算の確保がされることが前提条件として必要であり、また各ベンダーが新システムを構築するまでの一定期間の猶予が必要と考えます。</p>	

ご質問	ご回答	備考
<p>3-2</p> <p>マイクロデータの管理に関しては、従来の統計調査と異なり、マイクロデータの作成者(地方公共団体)とデータ利用者(国の機関や住民)というように、データに対する責任境界が明確になると想定されます。したがって、誰が何時マイクロデータを作成し、また誰が何時修正したかという認証、公証等によるセキュリティ対策を実施することが必要になりますが、このようなセキュリティ対策を地方公共団体単独で実施することが可能でしょうか。 現実的には、LGWAN-ASPでマイクロデータを共同管理することが想定されますが、御意見をお聞かせください。</p>	<p>各団体単独でセキュリティを担保することは困難と想定します。LGWAN-ASPによる一元管理により、統一的なセキュリティを担保するべきと考えます。</p>	
<p>4-1</p> <p>今後、地方公共団体の財政運営に関して住民の関心が更に強まると思われそうですが、その際に財務諸表の公開だけではなく、マクロデータを公開して住民(議員を含む)が任意の財政分析を可能にすることが考えられるでしょうか。 また、その際の職員の負担にはどのようなものが想定されるでしょうか。</p>	<p>以下のような負担増が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開データに関する質問に対する対応 ・議会等における資料の数値による説明頻度の増加 ・データ上の個人情報等の非公開処理 <p>また、公開用サーバを各自治体が用意する場合には、さらに以下の点が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ、データのセキュリティ管理 ・サーバの運用管理 	
<p>4-2</p> <p>マイクロデータが整備された段階において、GIS等の他のシステムとの連携で住民に対する情報提供を拡充することは可能でしょうか。</p>	<p>そもそも総務省で進めている「統合型GIS」という仕組みは、点在している空間情報(場所や位置と関連性のある情報)を地図という情報基盤に集約させ、情報の共有化を推進するというもので、例えば、浦安市では、個々の建物と住民記録情報などの行政情報が紐付かれています。このような考えの下で情報を集約し、そのなかから必要な情報をチョイスし、統計を作成するという手法は、「統合型GIS」の狙いの一つでもあります。加えて、現在、国会で審議中の「地理空間情報活用推進基本法」の狙いもまた同じです。</p>	

	ご質問	ご回答	備考
5	<p>「電子化に対応した経済社会統計のあり方研究会」や統計業務に関する御意見・御要望がありましたらお聞かせください。</p>	<p>それぞれが担当する個々の業務を見れば、現状でさほど大きな問題ではないが、さらに大きな視点で見たときに、改善が必要な課題が浮き彫りになり、これを改善していくという考えに基づき、始められたのがこの研究会だと認識している。地方公共団体内部の調整よりも府省間の歩み寄りが不可欠であろう。また、このような、あまり、手をつけたがらない仕事を推進するには、多くの時間と熱意が必要であることから国の担当職員の人事異動についても配慮が必要である。</p>	

調査先	さいたま市	調査者	MDCプロジェクト	調査日	2007. 3. 26

回答日: 2007. 3. 29

ご質問	ご回答	備考
<p>イントロ</p>	<p>地方公共団体においては、国の機関からの各種調査等に対して回答する調査客体としての立場と、国の機関の統計調査を民間事業者等に実施する調査主体としての立場を併せ持ちますが、その業務量は無視できない負担になっているかと思われます。</p> <p>一方、国の機関が実施する調査には類似した内容の調査や調査票間に多くの重複項目があり、行政が有するデータを活用すればそもそも調査を実施する必要もない調査も存在していると思われます。</p> <p>内閣府経済社会総合研究所の「電子化に対応した経済社会統計のあり方研究会」では、「調査票」的な発想から離れて、行政のデータをネットワーク経由で活用する「データ利用による調査結果の表章」へと発想を転換し、併せて地方公共団体の作業負担を軽減する方策を検討してきました。実際、地方公共団体においては、各課が保有する情報を「組み合わせる」調査票に記載していると思われますが、このような手作業で行っている作業を「マイクロデータ」という共通データの組み合わせによりコンピュータで自動生成することが可能であるかどうか、という観点から、お話を伺いたいと思います。</p> <p>今回は特に、SNA(国民経済計算)における推計の精度向上及び早期公表の観点から、財務会計システム、地方債管理システム、人事給与システム等の複数のシステムに記録されているデータを標準化することでマイクロデータと位置づけ、このマイクロデータによりSNA、地方財政状況調査(決算統計)、財務諸表を自動生成させるためには、それぞれの表章が可能になるようにデータの粒度を定め、様々な属性を付与することが必須となります。このようなマイクロデータの整備ができれば、コンピュータによる調査票の自動生成により、調査票を作成する作業自体は大幅な削減ができますが、一方で予算項目の細分化や属性付与等による予算執行時の業務が著しく増加することが想定されます。</p> <p>このような矛盾をどのようにすれば解消させることができるかについて御意見を伺いたいと思います。</p>	
<p>1-1</p>	<p>マイクロデータを利用してSNA、決算統計、財務諸表を生成しようとする場合、地方公共団体の財務会計が完全に複式化するまでは、暫定的に財務会計システム、地方債管理システム、人事給与システム、資産台帳等から各種データを抽出して、一旦特定のファイル等でデータを結合するプロセス(図を参照)を経て、マイクロデータを生成させることが想定されますが、このような構想を導入する際には現行の予算項目の細分化(特に歳出予算)や様々な属性データを個表に付与しなければなりません。</p> <p>この際に生じることが想定される課題はどのようなものが考えられますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎各地方公共団体において、各システムの登録データ内容が異なるため、標準的な登録データの範囲を定めることが必要。 ◎様々な個票(支出負担行為)に属性データを付与する際に入力する職員の共通認識が必要。 ◎債務負担行為や継続費についての取り扱いを検討することが必要。(通常の財務会計システムでは契約(複数年)ベースのデータはなく、各年度ごとの単年度データが登録されている。)

ご質問		ご回答	備考
1-2	<p>マイクロデータを利用すれば、決算統計や財務諸表を自動生成することが可能となりますが、決算統計の作成を自動化するために必要なマイクロデータの生成と現状の決算統計作成の作業とを比較した場合、どちらの負担が大きいと考えられますか。</p>	<p>◎決算統計をまとめる財政課としては、負担の軽減を図れると思われるが、執行課（支出負担行為を起票する課）の負担は増大することから、一概に言えないが、市全体としては、自動化することのほうが負担増につながるものと考えられる。</p>	
1-3	<p>当面は出納整理期間終了後早期にマイクロデータを生成することを想定していますが、地方公共団体の財務会計が完全に複式化すれば、SNAの観点からは四半期単位で財務データをマイクロデータ化することが望ましいのですが、その際にどのような負担が想定されるでしょうか。</p>	<p>◎四半期単位でのマイクロデータをまとめることにより仮決算のような事務が必要となると想定される。</p>	
2-1	<p>マイクロデータは、決算統計や財務諸表における利用だけでなく、他の統計調査にも応用できるものなので、特に行政内部のデータをマイクロデータとして共有データ化することができれば、統計業務全般で大幅な作業を削減することが期待できます。 予算項目の細分化や個表に対する属性データの付与の結果生じる問題は、機構改革と併せ、予算執行や執行をチェックする職員を増員すれば、円滑な予算執行が可能であると思われませんが、御意見をお聞かせください。</p>	<p>◎各地方公共団体の行政改革では、管理部門の業務を縮小させ、住民サービスの向上を目指しているところが多く見受けられることから、このような増員の考え方は難しいと思われる。</p>	

ご質問		ご回答	備考
2-2	<p>職員も人事異動を避けることができず、未経験の職員に複雑な作業を強いることで円滑な予算執行が妨げられる可能性が生じます。常に一定のレベルを維持するために、例えば、定年退職された職員、結婚等で中途退職したものの再雇用を希望する元職員のような経験者を属託や非常勤で雇用することで、予算執行の「専門職」として位置付ければ、予算執行を円滑に行うことが可能となると考えられますが、御意見をお聞かせください。</p>	<p>◎団塊世代の大量退職などを考えた場合、このような対応もひとつの考えであると思いますが、いつまでも続くことではないので、やはり、現役職員が責任をもって予算執行を行うべきであると考えられる。</p>	
2-3	<p>今回の事業の目的の一つには、マイクロデータの標準化があります。将来マイクロデータが標準化された場合には、地方公共団体における歳入歳出予算の項目を「標準化」する作用がありますが、このような「標準化」がもたらされれば、地方公共団体の予算執行に知見がある民間事業者を活用することが可能であると考えられます。このような外部の「専門家」を活用することにより、職員を予算執行の負担から開放し、政策立案等の地方公共団体の職員でしかなしえない部門を強化することも可能であると考えられますが、御意見をお聞かせください。</p>	<p>◎「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）」では、財務会計等の総務事務について民間委託等の推進の観点から総点検を実施することとされているが、財務会計の場合、守秘義務に該当する情報（予定価格、個人情報等）が多く存在していることから、地方公共団体としては、委託化しにくい部分ではないかと考えられる。いずれにしても、費用対効果などを検証しながら、慎重に対処すべきものである。</p>	
3-1	<p>マイクロデータを生成するために予算項目を細分化することは、現行の財務会計システムを改修することになるかと思いますが、このような改修はどのような条件が整えば可能でしょうか。マイクロデータが標準化されている、という前提でお願いします。</p>	<p>◎新たな財務会計システムが地方公共団体にメリットがあり、改修費用について財政的支援があること。</p>	

ご質問	ご質問	ご回答	備考
3-2	<p>マイクロデータの管理に関しては、従来の統計調査と異なり、マイクロデータの作成者(地方公共団体)とデータ利用者(国の機関や住民)というように、データに対する責任境界が明確になると想定されます。したがって、誰が何時マイクロデータを作成し、また誰が何時修正したかという認証、公証等によるセキュリティ対策を実施することが必要になりますが、このようなセキュリティ対策を地方公共団体単独で実施することが可能でしょうか。</p> <p>現実的には、LGWAN-ASPでマイクロデータを共同管理することが想定されますが、御意見をお聞かせください。</p>	<p>◎作成者のセキュリティ確保については、タイムスタンプ、電子証明等の機能を全団体統一様式で持つことができれば可能である。</p> <p>LGWAN-ASPを用いてシステムを導入するにあたり、自治体側のシステムに改修等の負担が発生する場合は、財政的支援が必要である。</p>	
4-1	<p>今後、地方公共団体の財政運営に関して住民の関心が更に強まると思われませんが、その際に財務諸表の公開だけでなく、マクロデータを公開して住民(議員を含む)が任意の財政分析を可能にすることが考えられるでしょうか。</p> <p>また、その際の職員の負担にはどのようなものが想定されるでしょうか。</p>	<p>◎シンクタンクなどで地方公共団体の財政状況の分析を現在も行っていると考えられるが、これは予算または決算をベースに行っており、年度途中での財政分析は不要ではないかと思われる。</p> <p>また、仮に公開するとしても設問1-3の回答のように仮決算のような事務が増加するものと予想される。</p>	
4-2	<p>マイクロデータが整備された段階において、GIS等の他のシステムとの連携で住民に対する情報提供を拡充することは可能でしょうか。</p>	<p>◎市ポータルサイトにおいて、GIS等の特定のアプリケーションを用いた情報提供サービスは実施していない。ポータルサイトの機能拡充により可能と思われるが、利用者の視点から「どのような情報を提供するか」を検討する必要がある。</p>	

ご質問		ご回答	備考
5	「電子化に対応した経済社会統計のあり方研究会」や統計業務に関する御意見・御要望がありましたらお聞かせください。	<p>◎現在、各省庁より地方公共団体に様々な統計調査等を実施しているが、その中には重複しているものもあることから、各省庁における調査実態の把握を行い、どのようなデータなどが必要なのか整理する必要があると思われる。</p> <p>その後、必要データ範囲を決め、今回検討しているようなマクロデータの利用方法を検討すれば、各省庁の重複調査も改善され、地方公共団体の事務改善にもつながるものと考えられる。</p>	